

# 「神戸モデル標準服」製造認定メーカー募集 実施要領

## 1. 「神戸モデル標準服」

### (1) 導入経緯

中学校の標準服（制服）は、近年の原材料高騰等により販売価格が上がり保護者の経済的負担となっているほか、性の多様性への配慮が必要となっており、こういった状況に対応するため、令和元年度に「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会」にて議論を行った。

その結果、①選択や組み合わせの多様性等の配慮が施されていること、②デザイン的にも洗練されたものであること、③神戸らしさを感じさせる意匠（例えば神戸タータンなど）を取り入れたものであること、④価格面でも現行の各校独自標準服の平均的価格帯内で入手することが可能なものであること、上記の各点を反映した「神戸モデル標準服」を作成することが適切である」との検討会の提言を受けた。

### (2) デザイン及び流通

神戸モデル標準服のデザインは、6社が提案した12案のうち、小中学校保護者や中学校生徒、学識経験者等による選定委員会や、小中学校の児童生徒及び保護者の投票を経て決定した。

また、「神戸市立中学校標準服のあり方に関する検討会 流通部会」での意見をもとに基本方針を策定し、本市が認定する神戸モデル標準服製造認定メーカー（以下、「認定メーカー」とする）が製造したものに限り販売できることとした。

導入方針は、新入生による①全員着用、②希望者着用の2タイプについて、各校が生徒や保護者の意見を踏まえて判断するものとしている。

## 2. 応募資格

次に掲げる条件の全てに該当すること。

- (1) 国及び神戸市、その他の地方自治体から指名停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定を準用し、それに該当していないこと。
- (3) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (4) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。
- (6) 次に掲げる法人等でないこと。
  - ア. 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ. 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等。
  - ウ. 暴力団の構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者を役員に含む法人等。その他「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（以下「暴力団等排除要綱」とする。）第5条を準用し、該当しないこと。
- (7) 暴力団等排除要綱第5条を準用し、これに該当する者を本業務の履行に関連する契約の相手方としないこと。

- (8) 事業者及びその代表者が国税及び地方税を滞納していないこと。
- (9) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人等でないこと。また、代表者が成年被後見人、被保佐人でないこと。
- (10) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

### 3. 募集概要

#### (1) 募集品目

- ① 基本セット4種（ブレザー、スラックスのA・Bタイプ、プリーツスカート）
- ② その他の品目（キュロットスカート、ネクタイ・リボン、ニット、シャツ）のいずれか
- ③ ①、②の両方

#### (2) 募集対象

- ① 新規認定を申請する場合
- ② 既存認定メーカーが新たな製品（生地違いを含む）を販売する場合

### 4. スケジュール

内容	日程（締切）	詳細
公募開始	令和8年3月23日（月）	
(1) 質問の提出	令和8年3月30日（月）17時締切	P. 2
質問に対する回答	令和8年3月31日（火）予定	
(2) 参加申込	令和8年4月15日（水）17時締切	
参加決定通知送付	令和8年4月17日（金）予定	P. 3
(3) 資料、製品・生地サンプル提出	令和8年5月22日（金）17時締切	
(4) 審査会・審査結果通知	令和8年5月下旬予定	P. 4
(5) 事業協定締結	令和8年6月上旬予定	

※基本仕様書及び生地見本の貸し出しあり（新規認定のみ）

○Eメール（[shidou-chutou@city.kobe.lg.jp](mailto:shidou-chutou@city.kobe.lg.jp)）で申込

- ・企業名、担当者氏名、住所（郵便番号必須）、電話番号を記載
- ・メールの件名を「基本仕様書及び生地見本希望」とすること
- ・生地見本は令和8年5月22日（金）17時必着で返却すること

### 5. 応募手続き

#### (1) 質問の提出 令和8年3月30日（月）17時まで

提出方法：質問書（様式4）を作成し、下記提出先までEメールにて提出すること。

提出先：[shidou-chutou@city.kobe.lg.jp](mailto:shidou-chutou@city.kobe.lg.jp)

回答予定：参加者間の公平性確保のために必要と認められた質問事項については、質問内容及び回答を令和8年3月31日（火）に神戸市ホームページに掲載する。

なお、回答内容は実施要領を補足する効力を持つものとする。

掲載先 URL：<https://www.city.kobe.lg.jp/z/kyoikuinkai/koubehyoujunnfuku.html>

#### (2) 参加申込 令和8年4月15日（水）17時必着

電話にて事前連絡のうえ、必要書類各1部を持参又は郵送・宅配（書留等受取記録が残る方

法)にて提出すること。(受付時間 9時～正午、13時～17時、土日祝日を除く)

提出先：〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号 神戸ハーバーランドセンタービル4階  
神戸市教育委員会事務局 学びの推進課「神戸モデル標準服」担当  
TEL 078-984-0716

### 提出書類

#### ○新規認定、追加認定いずれの場合も提出

- ①参加申込書兼誓約書(様式1)
- ②申請する製品内容(様式任意、品目名、Aタイプ・Bタイプの区別等概要を記載したもの)

#### ○新規認定のみ提出

- ③事業経歴書(様式2)
- ④業績報告書(様式3)
- ⑤定款、規約又はこれらに類する書類
- ⑥財務状況に関する以下の書類
  - ・直近3ヵ年分の貸借対照表
  - ・直近3ヵ年分の損益計算書又は収支計算書
- ⑦⑥に係る財務監査資料(i 公認会計士・監査法人の監査報告書、決算報告書に係る附属明細書[i、iiともに提出すること])

(以下の書類は発行から1年以上経過していない正本とする)

- ⑧法人登記簿謄本
- ⑨代表者印鑑登録証明書
- ⑩国税の納税証明書(同証明書「その3の3」[法人税と消費税及地方消費税に未納の税額がないことの証明])
- ⑪本店所在地の都道府県税において滞納がないことの証明書
- ⑫本店所在地の市町村税において滞納がないことの証明書

※参加資格の確認結果及び理由については、令和8年4月17日(金)に通知予定

※参加資格の確認後に、次のいずれかに該当することが判明したときは、参加資格を喪失したものとす。

- ア. 資格条件を充足しなくなったとき。
- イ. 提出書類に虚偽の記載をしたとき。

### (3) サンプル及び補助資料等の提出 令和8年5月22日(金)17時必着

- ①申請する品目の製品・生地サンプルを提出すること。
  - ・冬用と同デザインの夏用スラックス及びスカートの場合は生地サンプルのみ提出
  - ・スラックスとスカートなど異なる品目で共通の生地を使用する場合、その旨を付したうえで生地サンプル1種類を提出
- 製品サンプル(各1着)
  - ・提出は基本仕様書に定める品目ごととする。ただし、同じ品目で色、生地、機能が異なる場合は別の商品としてそれぞれ提出
  - ・製品サンプルは【別表】「募集を行う品目」の中心サイズを提出(複数の製品サンプルはハンガーラックごと提出する等、配慮をお願いします)

○生地サンプル（5 cm×5 cm、各5部）

- ②製品の生地や機能性などに関する補助資料・価格表・素材性能に関する資料（様式5～7）を提出すること。

補助資料 記載事項

- ・各製品の想定販売価格（ロット数によって変動する場合はロット数を併記）
- ・表裏や袋布などに使用する生地のメーカー・織・品番・色（色番など）・混紡率
- ・基本仕様書に記載のない、参加者の創意工夫及び企業努力による仕様や機能

③提出先及び方法

- ・サンプル：5（2）と同様（P. 3参照）
- ・補助資料・価格表・素材性能に関する資料（様式5～7）：  
PDFデータをEメールにて [shidou-chutou@city.kobe.lg.jp](mailto:shidou-chutou@city.kobe.lg.jp) へ提出

**（4）審査会 令和8年5月下旬（予定）※参加申込締切後に通知**

新規認定の場合は、審査委員が提出資料やサンプルの実物を確認のうえ審査を行う。

製品・生地の追加申請の場合は、審査会への出席不要とする（質疑は別途Eメールにて行う）。

- ・審査会開催場所 神戸市教育委員会事務局（予定）  
(神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号神戸ハーバーランドセンタービル4階)
- ・質疑応答のみ（プレゼンテーション不要）
- ・1社あたり10分程度を想定

①審査項目

	審査項目
事業者に関する事項	ア.財務状態の健全性
製品に関する事項	イ.製品・生地サンプルの色みが生地見本と同一か
	ウ.基本仕様書に適合しているか
	エ.その他、製品及び製造方法等に重大な欠陥がないか

②失格事由

次のいずれかに該当した場合は、審査対象から除外する。

- ア.審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ.他の参加者と提案内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ.審査終了までの間に、他の参加者に対して提案内容を意図的に開示すること。
- エ.提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ.（新規認定申請のみ）審査会を欠席した場合。
- カ.その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

③結果通知

- ・審査後、原則、Eメールにて結果を通知する。
- ・軽微な修正であれば、製品サンプル等を再提出のうえ認定を行う場合がある。

**（5）協定締結（新規認定申請のみ）令和8年6月上旬（予定）**

認定を受けた者は、本市との間で協定を締結のうえ、事業を開始する。

（提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、協定締結をしない場合がある）

## (6) 事業開始後の手続き

### ①品質担保

「認定メーカー」の製品については、基本仕様書に適合しているか、また、申告のあった性能を有するかを確認する。

### ②協定の解除等

協定締結後に、製品が基本仕様書に違反している、または申請した性能を有していないことが判明した場合は、注意勧告等の改善を要請することがある。

また、改善が見られない場合は、協定の解除あるいは更新を行わないことがある。

なお、協定締結期間中に参加資格を喪失したときは、協定を解除する。

## 6. その他

### (1) 参加にかかる費用、条件等

①サンプルや資料作成に要する費用は、参加者負担とすること。

②協定締結事業者の提出資料は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。

③提出を受けた資料は返却を行わない。

④提出を受けたサンプルは原則として返却するが、「認定メーカー」については、各校の導入検討等のため使用協力を求める場合があること。

⑤提出された資料は、審査以外の用途で参加者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。

⑥参加申込後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市協定事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の参加は無効とすること。

⑦「神戸モデル標準服」のデザインに関する権利は本市に帰属するものとする。

### (2) 供給段階における事項

①「認定メーカー」として認められた場合でも、供給にかかる調整は自社の責任で行うこと。

②認定後、実際の供給段階において、特注サイズやアレルギーといった個別対応が必要な場合は、可能な限り基本仕様書及び希望販売価格に準拠した製品を供給すること。

③補修やサイズ直し等のアフターフォロー対応に協力すること（販売店を通じた卸売販売を行う際は、販売店を通じた対応も可能とする。販売店を通さない直接販売の場合は、保護者・生徒からの個別の要望に可能な限り対応すること）。

## 【別表】募集を行う品目

別紙「基本仕様書」に沿った製品とすること。

品目	中心サイズ	服種・備考
基本セット（旧：スタンダードタイプ）		
ブレザー	Aタイプ（170A） Bタイプ（160A）	Aタイプ：長め丈 Bタイプ：普通丈
スラックス	Aタイプ（W76） Bタイプ（W64）	冬用・夏用またはオールシーズン共通 Aタイプ用・Bタイプ用
プリーツスカート （車ひだ）	Bタイプ合わせ想定 （W63）	冬用・夏用またはオールシーズン共通 ※Bタイプ合わせ想定
キュロットスカート	Bタイプ合わせ想定 （W63）	冬用・夏用またはオールシーズン共通 ※Bタイプ合わせ想定
その他の品目		
長袖シャツ	170 cm	無地（白）、ライン入り（白）、ライン入り （クレリック）、衿タータン（白） ※A・Bタイプ共通
半袖シャツ		無地（白）、衿タータン（白） ※A・Bタイプ共通
ポロシャツ	M	ノーマル紺タイプ・ライン入り白タイプ ※A・Bタイプ共通
長袖ニット	M	※A・Bタイプ共通（グレー）（紺）
ベスト	M	※A・Bタイプ共通（グレー）（紺）
ネクタイ		神戸タータン柄、無地+ライン ※A・Bタイプ共通
リボン		神戸タータン柄、ヨット柄 ※A・Bタイプ共通

- ・可能な限り、中心サイズ以外の商品や小規模校のロット数（10人～20人）でも同様の価格想定とする。
- ・神戸タータンの使用について、神戸タータン協議会への使用許可等の手続きは不要。
- ・希望販売価格以下の製品を認定している場合は、より高品質で希望販売価格を超えた別製品を追加申請することを可能とする。

### ○希望販売価格（基本セットのみ）

- ・一般的に流通されている中心サイズを基準に、市立中学校の標準服流通価格等を鑑みて本市が定めるものであり、製造想定を参考とすること。（販売店の販売価格を拘束しない）
- ・基本仕様書等と併せて通知するが、社外に口外しないこと。

**【参考資料】**

**1. 「神戸モデル標準服」導入の概要（令和8年3月現在）**

2026年度新1年生が全員「神戸モデル標準服」を着用する中学校（36校）	
区名	学校名
東灘区	本庄、魚崎、本山南、御影
灘区	鷹匠、原田
中央区	筒井台、布引、港島学園
兵庫区	湊川、須佐野
北区	有野、唐櫃、大池、山田、桜の宮、小部、大原、鶴台、八多、大沢、淡河
長田区	駒ヶ林
須磨区	飛松、高倉、友が丘、東落合、須磨北、西落合、竜が台
垂水区	桃山台、福田、舞子
西区	伊川谷、玉津、王塚台
2026年度希望者は「神戸モデル標準服」を着用可能としている中学校（46校）	
※従来の学校独自の制服（標準服）を継続する中学校	
区名	学校名
東灘区	本山、住吉、向洋
灘区	烏帽子、長峰、上野
中央区	渚、葺合、神戸生田、湊翔楠
兵庫区	夢野、兵庫、吉田
北区	有馬、有野北、広陵、鈴蘭台、星和台、北神戸
長田区	雲雀丘、丸山、西代、高取台、長田
須磨区	太田、鷹取、横尾、白川台
垂水区	塩屋、垂水東、垂水、歌敷山、星陵台、多聞東、本多聞、神陵台
西区	太山寺、長坂、井吹台、櫛谷、桜が丘、押部谷、平野、西神、神出、岩岡

**2. 販売店の選定**

(1) 販売店については、市立中学校ごとの独自標準服における取り扱いとは異なり、①「認定メーカー」が製造し基本仕様書に適合した製品を取り扱うこと、②学校における販売・採寸が可能であることを条件に教育委員会へ届け出た販売店を「届出販売店」とし、いずれの「届出販売店」でも購入できることを基本とする。

(2) 導入校における販売店の選定は、メーカー及び導入校が決定後、各校において「届出販売店」の中から、複数業者による簡易コンペ等で「推奨販売店」を1社以上選定する。なお、「認定メーカー」がEC販売を行う場合は、「届出販売店」として届け出る必要がある。

**< 「神戸モデル標準服」の流通経路（概略図） >**

